

議事の公開について

有期契約労働者の雇用管理の改善に関する研究会を原則公開とする。
ただし、

- ・ 個人に関する情報を保護する必要がある。
- ・ 特定の個人等にかかわる専門的事項を審議するため、公開すると外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる。
- ・ 公開することにより、市場に影響を及ぼすなど、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。
- ・ 公開することにより特定の者に不当な利益を与え、不利益を及ぼすおそれがある。

といった要件に該当する場合には、非公開とする。